

上市町有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町のホームページ

イ 町が発行する広報紙、刊行物及び印刷物

ウ 町の公用車

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は、町民の生活における利便の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの

(3) 政治、宗教に関する主張、勧誘若しくは批判又は個人の売名的宣伝等を内容とするもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当するもの

(5) その他町長が掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載期間、規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに町長が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、町の広報紙及びホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

2 前項の申込みの際、町長は、必要に応じて申込者が行っている業務内容が分かる書類等の提示を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、第12条に規定する上市町広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）による審査を経て、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなかったとき。
- (2) その他町長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、町の都合により広告を掲載することができなくなったとき又は町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(審査機関の設置)

第12条 広告媒体の掲載に関し審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、企画課長、財務課長、産業課長、建設課長及び当該広告媒体を所管する課（局・署）の長をもって充てる。
- 5 審査会の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。